



# 熊本県公報

第13288号  
令和5年(2023年)  
12月5日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域変更…………… ( // ) 1
- 道路の区域変更…………… ( // ) 2
- 道路の区域変更…………… ( // ) 2
- 道路の区域変更…………… ( // ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 熊本県立教育センターの情報関連機器の競争入札参加資格等… (管理調達課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 4

**公 告**

- 熊本県病院事業業務状況の公表…………… (障がい者支援課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 11
- 熊本県立教育センターの情報関連機器の一般競争入札の実施… (管理調達課) 11
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 15
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 16

**登 載 依 頼**

- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (警察本部交通規制課) 16
- 第1回第4期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会の開催…………… (教育政策課) 17

## 告 示

### 熊本県告示第866号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年（2023年）12月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）12月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲佐線	上益城郡甲佐町大字上早川字砥石	前	8.0	250.0	活力創出基盤交付金
		1305番3地先から同所		14.5		
		1276番1地先まで	後	8.8 ～ 19.3	250.0	

#### 2 区域を変更する期日 令和5年（2023年）12月5日

### 熊本県告示第867号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年（2023年）12月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）12月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	水俣市大迫字白浜 366番1地先から 葦北郡津奈木町大字小津奈木 白浜 350番1地先まで	前	12.1	113.3	道補修
				19.6		
			後	8.4	118.8	
				14.1		
12.1	113.3					
19.6						

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)12月5日

熊本県告示第868号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)12月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)12月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	幸野染田線	球磨郡湯前町字上小迫 3681番1地先から 同所 3814番1地先まで	前	3.5	195.0	活力創 出基盤 交付金
				16.8		
			後	4.8	195.0	
				16.8		

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)12月5日

熊本県告示第869号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)12月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)12月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	天草市港町 9番3地先から 天草市志柿町字東大迫 7013番2地先まで	前	7.1	1,560.8	地域連 携推進 改築
				103.9		
			後	7.1	1,560.8	
				103.9		

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)12月5日

熊本県告示第870号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)12月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)12月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	本渡港線	天草市港町 5番7地先から 同所 10番4地先まで	前	18.9 ～ 76.5	107.0	活力創 出基盤 交付金
			後	17.1 ～ 39.2		

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)12月5日

熊本県告示第871号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年(2023年)12月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ライフサポートSmile	訪問介護事業所Smile	菊池郡大津町大字杉水3410番地62	令和5年(2023年)12月1日	訪問介護

熊本県告示第872号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年(2023年)12月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県立教育センターの情報関連機器

- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

- 3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から令和5年(2023年)12月12日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月

31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

**熊本県告示第873号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
令和5年(2023年)12月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社メディケアライフ	合同会社メディケアライフ	合志市須屋345番地12	令和5年(2023年)12月1日	福祉用具貸与
合同会社メディケアライフ	合同会社メディケアライフ	合志市須屋345番地12	令和5年(2023年)12月1日	特定福祉用具販売

**熊本県告示第874号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
令和5年(2023年)12月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社メディケアライフ	合同会社メディケアライフ	合志市須屋345番地12	令和5年(2023年)12月1日	介護予防福祉用具貸与
合同会社メディケアライフ	合同会社メディケアライフ	合志市須屋345番地12	令和5年(2023年)12月1日	特定介護予防福祉用具販売

**公 告**

**熊本県公告第751号**

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、令和5年度(2023年度)上期の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。  
令和5年(2023年)12月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 事業の概要

(1) 概況

今期の外来患者は、延人数10,108人、1日平均81.5人で前年度同期と比較すると、延人数では961人、1日平均では8.5人の減少となっている。  
また、入院患者については、延人数13,064人、1日平均71.4人、病床利用率47.6パーセント(稼働病床150床を基礎として算出。)で、前年度同期と比較すると、延人数で2,352人、1日平均では12.8人、病床利用率では8.6ポイントの減少となっている。  
なお、外来患者延人数のうち平成24年度から開設した「こころの思春期外来」の患者は685人で、前年度同期と比較すると257人の減少となっている。また、児童・思春期の入院患者は164人で、前年度同期と比較すると76人の増加となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
延 人 数	1,722	1,671	1,726	1,573	1,797	1,619	10,108
1 日 平 均	86.1	83.6	78.5	78.7	81.7	81.0	81.5

② 入院患者の状況

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
定 床	150	150	150	150	150	150	
延 人 数	2,102	2,300	2,244	2,197	2,152	2,069	13,064
1 日 平 均	70.1	74.2	74.8	70.9	69.4	69.0	71.4
利 用 率	46.7%	49.5%	49.9%	47.2%	46.3%	46.0%	47.6%

③ 入退院調

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
入 院 者 数	7	13	8	13	10	8	59
退 院 者 数	7	8	14	14	10	9	62
月 末 患 者 数	71	76	70	69	69	68	

④ 児童・思春期外来患者の状況

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
延 数	123	121	117	104	121	99	685

⑤ 児童・思春期入院患者の状況

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
延 数	12	0	37	41	44	30	164

⑥ 外来患者病名別調（延人数：患者それぞれの外来通院日数の合計）（単位：人）

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
器質性精神障害	認知症	アルツハイマー病型	3	1	1	2		1	8
		血管性							
		その他							
	その他		13	12	14	14	13	12	78
精神作用物質による精神及び行動の障害	アルコール		47	52	39	45	50	40	273
	覚醒剤								
	その他		33	28	22	27	21	22	153
統合失調症			765	720	782	710	790	713	4,480
気分（感情）障害			371	372	368	335	406	371	2,223
神経症性障害、ストレス関連障害等			211	197	203	166	189	185	1,151
生理的障害等			12	19	8	5	2	5	51
成人のパーソナリティ障害			3	3	2	2	2	1	13
知的障害（精神遅延）			42	37	46	33	40	42	240
心理的発達の障害			119	130	128	126	143	117	763
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害			79	76	90	83	78	86	492
てんかん			10	9	6	10	8	9	52
その他			14	15	17	15	55	15	131
合計			1,722	1,671	1,726	1,573	1,797	1,619	10,108

⑦ 入院患者病名別調（延人数：患者それぞれの入院日数の合計）（単位：人）

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
器質性精神障害	認知症	アルツハイマー病型				6			6
		血管性							
		その他							
	その他								
精神作用物質による精神及び行動の障害	アルコール		30	31	30	37	31	30	189
	覚醒剤								
	その他		108	123	79	62	62	60	494
統合失調症			1,476	1,534	1,552	1,535	1,470	1,391	8,958
気分（感情）障害			208	239	229	203	193	184	1,256
神経症性障害、ストレス関連障害等			30	34	34	59	72	60	289
生理的障害等			20	5	24	44	62	44	199
成人のパーソナリティ障害			30	31	30	31	31	30	183
知的障害（精神遅延）			30	31	30	31	36	30	188
心理的発達の障害			138	213	198	158	155	180	1,042
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害			32	59	30	31	40	60	252
てんかん									
その他					8				8
合計			2,102	2,300	2,244	2,197	2,152	2,069	13,064

(3) 職員の状況

(単位：人)

職 種 別	R4(2022).4.1現在	R5(2023).4.1現在
医 師	3(5)	2(5)
医 療 技 術 職 員	11(0)	10(0)
看 護 師	76(0)	70(0)
事 務 職 員	18(7)	17(5)
技 能 労 務 職 員	1(4)	(4)
そ の 他	(7)	(7)
計	109(23)	99(21)

※ ( ) 内は会計年度任用職員数

2 経理の状況

(1) 損益計算書 (令和5年(2023年)4月1日から令和5年(2023年)9月30日まで)

(単位：円)

医業収益	272,227,399	
医業費用	604,957,016	
当期医業損失		332,729,617
医業外収益	558,618,686	
医業外費用	15,989,382	
当期医業外利益		542,629,304
当期経常利益		209,899,687
特別利益		28,000
特別損失		0
当期純利益		209,927,687

3 令和4年度(2022年度)決算の状況			
(1) 損益計算書(令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで)			
(単位:円)			
1	医業収益		
(1)	入院収益	456,410,060	
(2)	外来収益	142,796,482	
(3)	その他医業収益	4,415,550	603,622,092
2	医業費用		
(1)	給与費	1,000,020,653	
(2)	材料費	64,294,725	
(3)	経費	312,623,076	
(4)	減価償却費	162,232,716	
(5)	資産減耗費	2,808,935	
(6)	研究研修費	3,579,506	1,545,559,611
	医業損失		△ 941,937,519
3	医業外収益		
(1)	受取利息	35,687	
(2)	一般会計負担金	920,607,000	
(3)	長期前受金戻入	25,369,798	
(4)	その他医業外収益	530,130,825	1,476,143,310
4	医業外費用		
(1)	支払利息	34,671,354	34,671,354
	経常利益		1,441,471,956
			499,534,437
5	特別利益		
(1)	過年度損益修正益	28,000	
(2)	その他特別利益	0	28,000
6	特別損失		
(1)	過年度損益修正損	6,438	6,438
	当年度純利益		499,555,999
	前年度繰越利益剰余金		684
	当年度未処分利益剰余金		499,556,683



(2) 貸借対照表 (令和5年(2023年)3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		283,278,583	
ロ 建物	6,233,468,243		
減価償却累計額	<u>△2,991,433,970</u>	3,242,034,273	
ハ 構築物	522,230,400		
減価償却累計額	<u>△386,370,216</u>	135,860,184	
ニ 器械備品	257,813,732		
減価償却累計額	<u>△197,165,371</u>	60,648,361	
ホ 車輛	21,194,479		
減価償却累計額	<u>△20,084,752</u>	1,109,727	
ヘ リース資産	88,128,000		
減価償却累計額	<u>△71,971,200</u>	16,156,800	
有形固定資産合計			3,739,087,928

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		<u>240,832</u>	
無形固定資産合計			<u>240,832</u>
固定資産合計			3,739,328,760

2 流動資産

(1) 現金預金		3,220,692,555	
(2) 未収金		135,257,472	
(3) 貸倒引当金		△632,830	
(4) 貯蔵品		4,357,694	
流動資産合計			<u>3,359,674,891</u>
資産合計			<u>7,099,003,651</u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債		1,557,697,467	
(2) リース債務		0	
(3) 退職給付引当金		620,306,436	
(4) 修繕引当金		<u>34,000,000</u>	
固定負債合計			2,212,003,903

4 流動負債

(1) 企業債		352,572,705	
(2) リース債務		16,156,800	
(3) 未払金		817,982,250	
(4) 預り金		7,796,076	
(5) 賞与引当金		63,242,000	
(6) 法定福利費引当金		<u>14,147,000</u>	
流動負債合計			<u>1,271,896,831</u>

5 繰延収益

(1) 長期前受金		1,206,462,080	
収益化累計額		<u>△523,246,770</u>	
繰延収益合計			<u>683,215,310</u>
負債合計			4,167,116,044

資 本 の 部

6 資本金			2,089,986,924
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	1,550,000		
資本剰余金合計		1,550,000	
(2) 利益剰余金			
イ 利益積立金	340,794,000		
ロ 当年度未処分利益剰余金	499,556,683		
利益剰余金合計		840,350,683	
剰余金合計			841,900,683
資本合計			2,931,887,607
負債資本合計			7,099,003,651

(3) 剰余金計算書（令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日まで）  
（単位：円）

	資本金	剰 余 金					資本合計
		資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		受贈財産 評価額	資本剰余金 合計	利 益 積立金	未処分利益 剰 余 金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	2,089,986,924	1,550,000	1,550,000	33,344,000	307,450,684	340,794,684	2,432,331,608
前年度処分類	0	0	0	307,450,000	△ 307,450,000	0	0
議会の議決による処分類	0	0	0	307,450,000	△ 307,450,000	0	0
利益積立金の積立	0	0	0	307,450,000	△ 307,450,000	0	0
処分後残高	2,089,986,924	1,550,000	1,550,000	340,794,000	(繰越利益剰余金) 684	340,794,684	2,432,331,608
当年度変動額	0	0	0	0	499,555,999	499,555,999	499,555,999
当年度純利益	0	0	0	0	499,555,999	499,555,999	499,555,999
当年度末残高	2,089,986,924	1,550,000	1,550,000	340,794,000	(当年度未処分利益剰余金) 499,556,683	840,350,683	2,931,887,607

(4) 剰余金処分計算書（案）  
（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,089,986,924	1,550,000	499,556,683
議会の議決による処分類		0	△ 499,556,000
利益積立金の積立		0	△ 499,556,000
処分後残高	2,089,986,924	1,550,000	(翌年度繰越利益剰余金) 683

熊本県公告第752号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）12月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字引水字東原682番1、同683番1、同683番10及び同68

4番2

4,478.01平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階  
株式会社コスモス薬品

**熊本県公告第753号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)12月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字上陳字下ノ前田362番の一部、同363番1の一部及び水路の一部  
515.12平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
益城町

**熊本県公告第754号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)12月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字室字北出口1347番19  
356.08平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池郡菊陽町大字津久礼10番地1 Liberty Shine102号  
福嶋 和磨  
福嶋 沙織

**熊本県公告第755号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)12月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字島田字東無田屋敷362番  
216.82平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市東区沼山津四丁目3番70号コテージM102  
満丸 静也

**熊本県公告第756号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)12月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字松ノ本1665番249  
247.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市西区池田四丁目10番16号フェリーチェII101号室  
野田 峻太  
野田 安希

**熊本県公告第757号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)12月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項



による。)を受けた者であること。なお、熊本県立教育センターの審査を受ける期間  
は公告の日から令和5年(2023年)12月12日(火)午後5時までとする。た  
だし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日  
までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件を満たす者であ  
ることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 2(5)の仕様適合証明願(書)

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式  
で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)  
アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを  
超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げ  
る書類の提出方法等を記入の上、電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書  
類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出す  
ること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出さ  
れた競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、  
(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限  
る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和5年(2023年)12月22日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出  
があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)12月  
22日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札  
説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日  
から令和6年(2024年)1月17日(水)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)1月16日(火)午後5時まで電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和6年(2024年)1月17日(水)午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、く  
じ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出す  
ること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)1月1  
6日(火)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付するこ  
ととする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及  
び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札  
日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、  
別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書  
し、中封筒の中に入札関係様式のうち再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札によ  
る入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送  
により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事  
務に係らない熊本県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入  
札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電  
子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け  
たときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。  
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書  
を郵送した者で再入札書を提出しなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセのいずれかの場合、入札の引換え、変更、又は入札の取消し、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

ア 入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

イ 入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

エ 入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

オ 入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

カ 入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

キ 入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

ク 入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

ケ 入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

コ 入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

サ 入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

シ 入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

ス 入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

セ 入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 入札金額の錯誤  
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。  
 1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とする。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い  
 イ 入札金額単位の誤り  
 (8) 入札の中止等  
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法  
 開札後、熊本県計画作成規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。）

(10) 入札保証金  
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否  
 要

(2) 契約の締結期限  
 落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日等を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限  
 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日等を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金  
 ア 契約保証金を納付する場合  
 契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債、債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。  
 (ア) 納付期限 5(3)の期限  
 (イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合  
 規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。  
 (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間

以降とする。)を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
 (イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願(書)

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、電子入札システム利用届、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Personal computers and peripheral equipment 1 set

(2) Delivery period:

March 22nd, 2024

(3) Delivery Place:

Kumamoto Prefectural Education Center

Obaru, Yamaga City, Kumamoto Prefecture, 861-0543 Japan

(4) Date and Place for tender:

Date: January 17th, 2024 10:00am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:

Management and Purchasing Division Treasury Bureau,

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570 Japan

Phone: 096-333-2580

(6) Time-limit for tender by mail(Registered only):

Tender must arrive no later than January 16th, 2024

(7) Other:

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第758号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和5年(2023年)12月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	小山 勝良	玉名市横田366番地1

熊本県公告第759号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年（2023年）12月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス小国店  
阿蘇郡小国町大字宮原字下湯原1789番1の一部 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年（2023年）7月21日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,254平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 49台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
建物西側 11台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北西側 65平方メートル
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内北西側 12.17立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後10時まで
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
  - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
1箇所 建物敷地北西側
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間

- 届出年月日  
令和5年（2023年）11月20日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課  
令和5年（2023年）12月5日から令和6年（2024年）4月5日まで

- その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年（2024年）4月5日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

登載依頼

熊本県公安委員会規則第10号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。



令和5年12月5日

熊本県公安委員会委員長 宮 尾 千 加 子

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則  
熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第22条第11号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

### 熊本県教育委員会公告第28号

第1回第4期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会を次のとおり開催します。

令和5年（2023年）12月5日

熊本県教育長 白 石 伸 一

- 1 開催日時  
令和5年（2023年）12月14日（木） 午前10時から午前11時半まで
- 2 場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18-1  
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議題
  - (1) 委員長の選任について
  - (2) 第3期くまもと「夢への架け橋」教育プランの進捗状況について
  - (3) 国の第4期教育振興基本計画について
  - (4) 第4期教育振興基本計画の施策体系について
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴を希望される方は、午前9時50分までに会議の会場において受付を行います。
  - (2) 傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定します。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁教育政策課  
(電話 096-333-2699)